



平成 25 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン

代表者名 代表取締役社長 崔 承 祐

(コード番号：3659 東証一部)

問 合 せ 先 取締役 CFO 兼管理本部長 オーウェン・マホニー

電 話 番 号 03-3523-7910

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議において、下記のとおり、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定に関する議案を、平成25年3月26日に開催を予定している第11回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意識や、株主重視の経営意識を一層高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。この株式報酬型ストック・オプションは、取締役の退職慰労金を代替する性格も持ち合わせております。

2. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月30日開催の当社第9回定時株主総会において年額5億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、さらに、第11回定時株主総会に第2号議案として上程する「当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が原案どおり承認可決された場合に当社取締役（社外取締役を含む。）に付与される新株予約権に関する報酬等の額（年額10億円（うち社外取締役2億円）以内）とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として、年額2億5千万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものです。なお、第11回定時株主総会に第1号議案として上程する「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象の取締役の員数は、4名となります。

第11回定時株主総会でご承認いただいた後は、毎年、この議案記載の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することができるものといたします。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1)新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額2億5千万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、小数点未満の端数は切り捨てる。）を限度とする。

(2)新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整を行うものとする。

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当に際して取締役会において定める額とする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から30年以内で取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記（6）の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、海外に居住する新株予約権者については、海外の関係法令を勘案のうえ、取締役会が決定する期間に限り行使することができる。

②その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(9)その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成25年3月26日に開催予定の当社第11回定時株主総会において、「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件」が承認可決されることを条件とします。

また、具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上